

「生産緑地」を 所有するお客様の 遺産分割

～ 都市農家の資産承継 ～

【生産緑地相続のpoint】

- ① 農業を継続するのかわからないのか
- ② 農業後継者と農業にかかわらない相続人の調整
- ③ 農業を継続する土地と転用する土地の選定

講師

石川 真樹 氏

株式会社ファルベ 代表取締役

宮城県石巻市出身。宮城県石巻高等学校（高校3年時、全国高校ラグビー大会花園出場）、早稲田大学社会科学部、東京理科大学第二工学部建築学科卒業。

1997年／大手不動産鑑定会社入社、不動産鑑定・不動産コンサルティング業務に従事。

2003年～／セミナー事業部最高責任者、2007年～／不動産コンサルティング部・セミナー事業部兼任取締役。

2014年／相続専門の不動産コンサルティングファームの(株)ファルベを設立。これまでに培ってきた幅広いネットワークを活かし、人と人との「つながり」に重点を置いた不動産相続コンサルティング事業を展開。



東京生講座
オンラインLIVE

7/22(月) 17:00-18:00

再放送

8月7日(水) 18:00～19:00

8月24日(土) 18:00～19:00

9月5日(木) 18:00～19:00

会場 ビジョンセンター浜松町

定員 会場:先着30名 オンライン:無制限

※ オンラインLIVE講座はチャットによる質問が可能

受講料
(税込)

会場受講・オンラインLIVE

5,000円

再放送

10,000円

会員

無料

資産税ビジョン会員

見逃し
視聴

会員の方は見逃し視聴できます
(3営業日後12:00から6ヶ月間)
当該セミナーページからお申込の上、
オンラインでご視聴ください。

お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。

都市農家の相続において一番悩ましい類型が「生産緑地」ではないでしょうか。
なぜなら生産緑地は納税猶予などの税制面の優遇があることから、具体的な活用などは検討せずに現状維持をしているケースがほとんどだからです。

しかし突然の相続で遺産の中に生産緑地が含まれている場合、農業を継続するかしないか、納税猶予を受けるか否かによって、相続税や代償金が大きくことになってきます。そのため生産緑地の遺産分割では相続人の間でトラブルが発生しやすい状況になります。特に生産緑地を解除した場合の「相続税」は試算できても「時価相当額」が不明なため相続人間での遺産分割の話し合いも進みません。

そこで、本講座では、生産緑地を所有するお客様の遺産分割のポイントをケーススタディで解説いたします。

トピック

- 生産緑地を含む土地の相続
- 生産緑地を継続する、しない場合の相続税額と時価相当額
- 生産緑地の全部解除と一部解除の比較
- 生産緑地を含む土地の遺産分割



資産税ビジョン

プレミアム スタンダード

選べるコース、受講方法。
税理士の未来を創り出す！
資産税セミナーサブスク



会場案内 **ビジョンセンター浜松町** 東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553
・JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分 ・都営大江戸線・浅草線「大門駅(A1出口)」徒歩5分
・東京モノレール羽田空港線「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分

お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 03-5539-3751 HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

7/22(月)「生産緑地」を所有するお客様の遺産分割」申込書

受講形式 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

生講座会場 (5,000円) オンラインLIVE (5,000円)

再放送 (10,000円) ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

8/7(水)18:00～19:00 8/24(土)18:00～19:00 9/5(木)18:00～19:00

会員種別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

資産税ビジョン 会員 一般

参加者名 | フリガナ 事務所名

ご住所 〒

TEL FAX

E-mail